

横浜市北部汚泥資源化センター  
汚泥処理・有効利用事業  
入札説明書

【修正版：平成27年9月25日】

平成27年7月14日

横浜市環境創造局

## 目 次

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業概要	2
1	事業内容	2
2	予定価格	6
3	事業に必要とされる根拠法令等	6
第3	入札参加に関する条件等	7
1	入札参加者が備えるべき資格	7
第4	入札手続等に関する事項	14
1	入札スケジュール	14
2	入札手続	14
第5	落札者の決定	25
1	最優秀提案者の選定方法	25
2	審査委員会の設置	25
3	審査の方法	25
4	審査の基準	25
5	落札者の決定	25
6	審査委員会事務局	25
第6	契約手続き等	26
1	契約の手続き	26
2	選定事業者の権利義務等に関する制限	28
3	市と選定事業者の責任分担	30
第7	法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	31
1	法制度上及び税制上の措置に関する事項	31
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	31
3	その他の支援に関する事項	31
第8	その他	32
1	選定事業者が付保する保険等	32
2	苦情申立	32
3	関連情報を入手するための照会窓口等	32
4	代表企業以外の構成員又は協力会社が営業停止処分を受けた場合の取扱い	32
第9	附属資料	34
別紙1	サービス購入料の支払方法と改定方法	35
別紙2	燃料化物の単価改定	46
別紙3	副産物の処理および支払方法	47
別紙4	焼却灰の単価改定	48

## 第1 入札説明書の位置付け

この入札説明書（以下「本説明書」という。）は、横浜市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。最終改正平成25年法律第34号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業及び本事業の入札にかかる条件を提示するものである。本事業は、政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、入札手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

本事業の基本的な考え方については、平成27年4月7日に公表した実施方針、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画（案）（以下、「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等の一部について、実施方針等に関する質問回答及び意見を必要に応じて反映しているため、入札参加者は本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。また、附属資料の1「要求水準書」、2「モニタリング基本計画」、3「落札者決定基準」、4「様式集」、5「基本協定書（案）」及び6「事業契約書（案）」は、本説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

入札説明書等と入札説明書に先行して市が公表した書類に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書に先行して市が公表した書類によるものとする。

## 第2 事業概要

### 1 事業内容

#### (1) 事業名称

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業

#### (2) 事業場所

横浜市鶴見区末広町 1丁目6番地の1 横浜市北部汚泥資源化センター内

横浜市鶴見区末広町 1丁目6番地の8 改良土プラント内

#### (3) 対象となる公共施設等

横浜市北部汚泥資源化センター 汚泥処理施設

#### (4) 公共施設等の管理者の名称

横浜市長 林 文子

#### (5) 事業の目的

市では、11か所の水再生センターで発生する汚泥を、北部汚泥資源化センター及び南部汚泥資源化センターの2か所の資源化センターにて処理している。北部汚泥資源化センターでは、北部方面の5水再生センター（都筑、港北、北部第一、神奈川、北部第二）の汚泥を集約し処理している。北部汚泥資源化センターには、3基の汚泥焼却炉が稼働しているが、そのうち3号炉については昭和62年6月に稼働開始後、約28年経過（平成26年度末時点）、4号炉についても平成元年8月に稼働開始後、約26年経過（平成26年度末時点）しており、近い将来の更新が必要となっている。北部汚泥資源化センターでは、隣接する改良土プラントにて改良土の製造等をおこなっているが、改良土プラントは平成元年4月に稼働後、16年1月にPFI事業として増設のうえ運営を開始している。当初の稼働からは約26年を経過（平成26年度末時点）しており、設備の老朽化が進み更新が必要となっている。

本事業の目的は、地球温暖化対策及び資源の有効利用の観点から下水処理の最終過程で発生する生成物の有効利用を行うための燃料化施設、汚泥焼却炉及び改良土プラントを整備し、既設の汚泥焼却炉も含めて、管理運営を行うことである。また、事業の実施にあたっては民間事業者の独自技術や創意工夫を活用することで、より経済的で環境負荷の軽減に配慮した事業とするとともに、「横浜市中心企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、地域活性化に資することにも期待するものである。

## (6) 事業内容

### ア 事業対象

北部汚泥資源化センター内において、休止している汚泥焼却炉 1 号炉、2 号炉を解体し、その跡地に燃料化施設を建設、現在稼働している汚泥焼却炉 3 号炉を解体し、その跡地に汚泥焼却炉新 1 号炉を建設する。管理運営は、これらの新設施設に加え、稼働中の汚泥焼却炉 5 号炉、4 号炉（休止後は管理のみ）及び 3 号炉（解体までの期間）を対象とする。

改良土プラント内で現在稼働している改良土プラントは、北部汚泥資源化センター内に更新する。なお、改良土の生産等の業務は、工事期間中も継続するものとする。

### イ 事業の方式

本事業を実施することを目的として会社法に定める株式会社として落札者が設立する特別目的会社（SPC）（以下「PFI 事業者」という。）が燃料化施設、焼却炉及び改良土プラント（以下「新設施設」という。）の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の管理運営を行う BTO 方式（Build Transfer Operate）とする。

### ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 51 年 3 月 31 日までとする。

### エ 業務範囲

PFI 事業者が行う本事業の業務範囲の概要は次のとおりである。詳細は、要求水準書に示す。

#### (ア) 設計及び建設段階

##### a 設計業務

- (a) 既存汚泥焼却炉 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び既存改良土プラントの解体撤去及び新設施設の整備にかかわる事前調査及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務（許認可手続等）
- (c) 各種申請に関する業務（社会資本整備総合交付金の申請手続支援含む）

##### b 建設業務

- (a) 既存汚泥焼却炉 1 号炉、2 号炉、3 号炉、既存改良土プラント及び関連機器類の解体撤去業務
- (b) 建築工事
- (c) 土木工事

- (d) 機械設備工事
  - (e) 電気設備工事
  - (f) 工事監理
  - (g) 各種申請に関する業務（社会資本整備総合交付金の申請手続支援含む）
  - (h) 市への所有権移転業務
  - (i) その他本事業を実施する上で必要な工事及び業務
- (イ) 管理運営段階
- a 保全管理業務
  - b 保守点検業務
  - c 修繕業務
  - d 消化脱水汚泥及び分離液脱水汚泥（以下「消化汚泥等」という。）の受入業務
  - e 運転管理業務
  - f 物品等の調達管理業務
  - g 燃料化物の購入・販売及び運搬業務
  - h 燃料化物の有効利用業務
  - i 焼却灰の購入、改良土の製造・販売業務
  - j 市等への連絡・報告業務
  - k 事業場所の清掃業務
  - l 副産物の引渡業務
  - m 本施設見学者の対応に関する協力
  - n その他本事業を実施する上で必要な業務
- (ウ) 全段階
- a 統括マネジメント業務

## オ PFI事業者の収入

本事業におけるPFI事業者の収入は、次のとおりである。詳細は、「別紙1 サービス購入料の支払方法と改定方法」に示す。

- (ア) 市からのサービスの対価
- a 設計及び建設の対価（サービス購入料A1、A2）
- 市は本施設の設計業務及び建設業務の対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、PFI法第14条第1項に基づいて市とPFI事業者の間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定める額を支払う。
- 本事業は社会資本整備総合交付金の適用を予定している。このため交付金が市

に交付（従来の制度における類似事業の場合、55%程度の国費率であったが、交付金対象範囲は国との協議により交付金申請時に決まる。）される場合、設計業務及び建設業務の対価のうち交付金対象となる費用については、事業年度ごとの出来高に応じて分割で支払う予定である。

当該年度の出来高に基づく支払額は、横浜市契約規則（昭和39年横浜市規則第59号）第79条に基づき計算する。

また、PFI事業者が前払保証を行うことにより、PFI事業者は設計業務の対価については当該年度に支払われる額の3割、建設業務の対価については当該年度に支払われる額の4割までの前払いを受けることができる。

b 管理運営の対価（サービス購入料B1、B2、B3、B4）

市は管理運営業務（改良土プラントに係る業務を除く）の対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を原則として支払う。

サービス対価の区分		内容
設計及び建設の対価	サービス購入料A1	設計及び建設の対価の交付金相当
	サービス購入料A2	上記A1以外の設計及び建設の対価
管理運営の対価 （改良土プラントに係る業務を除く）	サービス購入料B1	固定費（修繕費、ユーティリティは除く）
	サービス購入料B2	変動費（修繕費、ユーティリティは除く）
	サービス購入料B3	修繕費
	サービス購入料B4	ユーティリティ費

(イ) PFI事業者の燃料化物販売・改良土販売による収入

燃料化物は有効利用先への販売を前提とし、当該販売による収入は、直接PFI事業者の収入とする。改良土販売は有効利用先への販売を前提とし、当該販売による収入は、直接PFI事業者の収入とする。（改良土プラントの管理運営業務は、焼却灰の購入・改良土の製造・販売などの費用を、改良土販売収入にて全てまかなう独立採算事業とする。）

カ PFI事業者の市への主な支払い

燃料化物の購入の対価については、PFI事業者が市へ支払う。燃料価格の変動による単価の見直しについては、「別紙2 燃料化物の単価改定」に示す。将来燃料化物に関する環境価値が現在の想定を超えて変動した場合には、燃料化物の購入の対価に

ついて、市とPFI事業者の間で協議を行う。また、改良土製造のための焼却灰の購入の対価については、PFI事業者が市へ支払う。焼却灰（改良土）価格の変動による単価の見直しについては、「別紙4 焼却灰の単価改定」に示す。将来焼却灰（改良土）に関する価値が現在の想定を超えて変動した場合には、焼却灰の購入の対価について、市とPFI事業者の間で協議を行う。

また、管理運営段階での副産物の処理費用については、別紙3「副産物の処理及び支払方法」に示す。

### (7) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）の概要は次のとおりである。

基本協定の締結	平成28年3月
事業契約の締結	平成28年5月
本施設の設計・建設期間※	平成28年5月～平成31年3月
本施設の引渡し及び所有権移転期限※	平成31年3月
本施設の管理運営開始※	平成31年4月
事業終了	平成51年3月31日

※主に燃料化施設の場合であり、施設により設計・建設期間等や管理運営開始時期等は異なる。詳細は要求水準書に示す。

## 2 予定価格

38,864,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

なお、上記予定価格は、入札書（様式4-1）における「本事業の設計業務、建設業務及び管理運営業務の対価」に対するものであり、現在価値換算前の実額ベースである。

また、事業契約締結時の契約金額は、「本事業の設計業務、建設業務及び管理運営業務の対価」となる。

## 3 事業に必要とされる根拠法令等

本事業を実施するにあたって、設計及び建設、管理運営等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準書と照らし合わせて適宜参考とするものとする。

適用法令及び適用基準は、設計及び建設、管理運営等の各業務の開始時点における最新のものを採用すること。



### 第3 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者が備えるべき資格

##### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本施設の設計業務にあたる者、建設業務にあたる者、管理運営業務にあたる者（燃料化施設、汚泥焼却炉、改良土プラント及びその他付帯施設に係る管理運営にあたる者で、燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）及び燃料化物の有効利用業務にあたる者を含む企業等で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募グループを構成する企業等のうち、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定している者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とし、入札参加資格の確認申請時に構成員又は協力会社のいずれの立場であるかを明らかにすること。

なお、建設業務にあたる者、管理運営業務にあたる者（燃料化施設、汚泥焼却炉、改良土プラント及びその他付帯施設に係る管理運営にあたる者で、燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）はSPCに出資すること。ただし、これらの業務にあたる者への全出資者による出資でも差支えないものとする。

ウ 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格の確認申請及び入札手続きを行うこと。

エ 応募グループの構成員及び協力会社並びにその企業の子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）は、他の応募グループの構成員及び協力会社になることはできない。ただし、燃料化物の有効利用業務にあたる者および改良土プラントに関連する業務にあたる者については、入札説明書附属資料4「様式集」に収録している様式2-11、2-12を提出した場合に限り、重複参加を認める。

##### (2) 入札参加者の入札参加資格要件

応募グループの構成員及び協力会社は、次の入札参加資格要件を満たすものとする。

## ア 共通の資格要件

- (ア) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げるものでないこと及び同条第 2 項の規定に定めた資格を有する者であること。なお、本市の入札参加資格を有しない企業等が構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請等に基づき申請を行うこと。
- (イ) 「横浜市指名停止等措置要綱」（以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。ただし、当該期間が 1 か月以内のものである場合は、この限りでない。
- (ウ) 監督官庁から営業停止の監督処分（以下「営業停止処分」という。）を命じられ、本件入札又は契約に支障をきたす者でないこと。
- (エ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (オ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社、みずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社エックス都市研究所及び西村あさひ法律事務所、並びにこれらの企業の子会社若しくは親会社でないこと。
- (カ) 横浜市民間資金等活用事業審査委員会の委員が属する企業等、又はその企業等の子会社若しくは親会社でないこと。

## イ 各業務にあたる者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、管理運営及び燃料化物の有効利用業務にあたる者は、それぞれ次の資格要件を満たすものとする。

各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることは認めるものとする。

- (ア) 設計業務にあたる者
- a 管理技術者及び照査技術者として、技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有する者を配置できること。
  - b 担当技術者として、下水道法第 22 条に規定された資格を有する者を配置できること。
  - c 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成 15 年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。
  - d 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。
- (イ) 建設業務にあたる者
- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による機械器具設置工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。ただし、建設業務にあたる者が複数である場合には、このうち 1 者が満たせば良いものとする。
  - b 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「電気」若しくは「機械器具設置」に登録を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。ただし、建設業務にあたる者が複数である場合には、このうち 1 者が満たせば良いものとする。
  - c 平成 12 年 4 月 1 日以降に完成した終末処理場に係る下水汚泥燃料化設備工事又は下水汚泥焼却設備工事（新設、増設又は更新工事に限る。）の元請としての施工実績を有し、かつ同設備は入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出締切日において 1 年以上の稼働実績を有すること（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、代表構成員のものに限る。）。
  - d 工事監理者として、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置できること。
- (ウ) 管理運營業務にあたる者（燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）
- a 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において委託関係の種目で登録を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。
  - b 管理運營業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。ただし、管理運營業務にあたる者が複数である場合には、このうち 1 者が満たせば良いものとする。

- (エ) 燃料化物の有効利用業務にあたる者
- a 平成 27・28 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）においていずれかの種目に登録を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。
- b 燃料化物の有効利用業務にあたる者は、事業期間中、燃料化物を購入する旨の確約を提示すること。
- なお、燃料化物の有効利用業務にあたる者または応募グループの代表企業は、燃料利用先における自治体の関係法令等の規制状況を把握したうえで、当該自治体と燃料化物の利用について協議し、協議した証を提出することとする。
- 市においては、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 39 条の規定により定められた、「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」第 2 項(1)に基づき協議を行う。

### (3) 入札参加資格確認基準日等

- ア 入札参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格確認申請書締切日とする。
- イ 入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募グループは入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、入札に参加できるものとする。
- (ア) 当該応募グループが、入札参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- (イ) 入札参加資格を欠いた構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社ですべての入札参加資格等を満たすことを、市が認めたとき。
- ウ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、応募グループの構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、当該応募グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

(ア) 当該応募グループが、入札参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約の締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき（補充する構成員又は協力会社の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力会社が入札参加資格を欠いた日とする。）

(イ) 入札参加資格を欠いた構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

#### (4) 入札に関する留意事項

##### ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出をもって入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

##### イ 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

##### ウ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

免除する。

(イ) 契約保証金等

a PFI事業者は、事業契約書（案）に定める期間、設計業務及び建設業務に係る費用の合計金額（消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、横浜市契約規則（昭和39年規則第59号）第36条第3項に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払いに代えることができる。

b 以下のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(a) PFI事業者が市を被保険者とし、設計業務及び建設業務に係る費用の合計金額の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を市に提出したとき。

- (b) P F I 事業者を被保険者とし、設計業務にあたる者及び建設業務にあたる者をして、設計業務に係る費用の 100 分の 10 以上に相当する金額及び建設業務に係る費用の 100 分の 10 以上に相当する金額をそれぞれの保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、当該保険金請求権に市の違約金請求権を被担保債権とする質権を設定したとき。

## エ 提出書類の取扱い

入札参加資格確認審査に関する提出書類（様式 2）、入札書類（様式 4～5）及び提案書類（様式 6～9）の取扱いについては、次のとおりとする。

### (ア) 提案書類の変更等の禁止

入札参加資格確認審査に関する提出書類、入札書類及び提案書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

### (イ) 複数提案の禁止

入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

### (ウ) 提案書類の使用等

市は、入札参加者から提出された提案書類を、最優秀提案者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出された提案書類は返却しない。

### (エ) 提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。提案書類は情報公開の対象となるが、情報公開する場合には事前に入札参加者に連絡する。

### (オ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び管理運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

### (カ) 市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### (キ) 入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

## オ その他

### (ア) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

### (イ) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

### (ウ) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (エ) 競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に

執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

## 第4 入札手続等に関する事項

### 1 入札スケジュール

落札者の選定等は次の日程で行う予定である。

平成27年7月14日	入札公告（入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)）の公表
平成27年7月14日～ 平成27年7月29日	入札説明書等に関する質問の受付（第一次）
平成27年8月19日	入札説明書等に関する質問への回答公表（第一次）
平成27年8月19日～ 平成27年9月2日	入札説明書等に関する質問の受付（第二次）
平成27年9月25日	入札説明書等に関する質問への回答公表（第二次）
平成27年10月9日～ 平成27年10月16日	入札参加資格確認申請書の受付
平成27年10月26日	入札参加資格確認結果の通知
平成27年10月26日～ 平成27年10月30日	入札参加資格確認結果の理由説明の申立て
平成27年11月6日	入札参加資格確認結果の理由の回答
平成27年11月13日～ 平成27年11月20日	入札書類及び提案書類の受付
平成27年12月	入札参加者プレゼンテーション
平成28年1月	開札
平成28年1月	落札者決定の公表
平成28年3月	落札者との基本協定の締結
平成28年5月	事業契約の締結

※入札参加資格有資格者名簿への登載については、横浜市ホームページ「入札のとびら」を参照すること。

### 2 入札手続

入札に関する手続等は次のとおりである。

#### (1) 入札説明書等の交付

以下のホームページからダウンロード可能。

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/pfi/sludgeyukopfi/>

また、下記のとおり、入札説明書等を交付する。



交付期間：公告日から平成 27 年 10 月 26 日まで

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

交付時間：午前 9 時から正午まで

交付場所：横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課

住所 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
関内中央ビル 8 階

電話番号 045-671-2852

ファクシミリ番号 045-663-4313

電子メールアドレス ks-sludgepfi@city.yokohama.jp

## (2) 参考資料（既設施設図面）の閲覧・貸与

入札に参加しようとする者で希望する者に対して、参考資料（既設施設図面）の閲覧・貸与を行う。

### ア 閲覧・貸与可能期間

平成 27 年 7 月 14 日から平成 27 年 10 月 16 日までの午前 9 時から正午まで（休日を除く）

### イ 閲覧・貸与場所

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課

住所 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
関内中央ビル 8 階

電話番号 045-671-2852

ファクシミリ番号 045-663-4313

電子メールアドレス ks-sludgepfi@city.yokohama.jp

### ウ 貸与期間

3 日間（休日を除く。）

### エ 申込方法

閲覧・貸与希望者は、「参考資料の貸与申込書」（様式 1-5）に必要事項を記入のうえ、貸与を希望する日の 2 営業日前の午後 5 時までに、上記イの電子メールアドレス宛に電子メールに添付する形式で送付すること。なお、電子メール送信後、休日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、貸与日には、「参考資料の受取書兼誓約書」（様式 1-6）を持参し、市に提

出すこと。

### (3) 質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付は、次の手順により行う。

#### ア 質問（第一次）の受付

##### (ア) 質問方法

質問書提出届は「質問書（第一次）提出届」（様式 1-1）に必要事項を、「質問書（第一次）」（様式 1-2）に質問事項を記載のうえ、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。

なお、電子メール送信後、休日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

##### (イ) 受付期間

平成 27 年 7 月 14 日午前 9 時から平成 27 年 7 月 29 日午後 5 時まで（必着）  
上記の期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

##### (ウ) 送付先

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課  
電子メールアドレス ks-sludgepfi@city.yokohama.jp  
電話番号 045-671-2852

##### (エ) 質問（第一次）への回答公表

質問及び質問に対する回答は一括し、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、(1)に示すホームページにて公表する。

回答公表予定日：平成 27 年 8 月 19 日

#### イ 質問（第二次）の受付

##### (ア) 質問方法

質問書提出届は「質問書（第二次）提出届」（様式 1-3）に必要事項を、「質問書（第二次）」（様式 1-4）に質問事項を記載のうえ、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。

なお、電子メール送信後、休日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

##### (イ) 受付期間

平成 27 年 8 月 19 日午前 9 時から平成 27 年 9 月 2 日午後 5 時まで（必着）

上記の期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

(ウ) 送付先

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課

電子メールアドレス ks-sludgepfi@city.yokohama.jp

電話番号 045-671-2852

(エ) 質問（第二次）への回答公表

質問及び質問に対する回答は一括し、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、(1)に示すホームページにて公表する。

回答公表予定日：平成 27 年 9 月 25 日

(4) 入札参加資格申請書等の提出

入札参加資格申請書等の資料の様式、記載方法及び提出要領については様式集を参照のこと。

ア 入札参加資格確認申請の提出書類

入札参加者は、「第 3 入札参加に関する条件等」に提示した条件を満たしていることを証明するため、入札参加資格確認審査に関する提出書類（様式 2-1～様式 2-14）を提出し、市から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

様式 2-1	入札参加資格確認審査の確認書
様式 2-2	入札参加表明書
様式 2-3	入札参加者の構成員及び協力会社構成表
様式 2-4	委任状
様式 2-5	入札参加資格確認申請書
様式 2-6	資格申告書（設計業務にあたる者）
様式 2-7	資格申告書（建設業務にあたる者）
様式 2-8	資格申告書（工事監理業務にあたる者）
様式 2-9	資格申告書（管理運営業務にあたる者）
様式 2-10	資格申告書（燃料化物有効利用業務にあたる者）
様式 2-11	本業務を実施する上で必要な資格等に関する確認書
様式 2-12	燃料化物の有効利用業務にあたる者の重複参加に関する誓約書
様式 2-13	改良土プラントに関連する業務にあたる者の重複参加に関する誓約書
様式 2-14	添付書類提出確認書

#### イ 受付期間

平成 27 年 10 月 9 日から平成 27 年 10 月 16 日まで（休日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）（必着）

#### ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の際は、イの受付期間内にエの提出先に、必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

二重封筒とし、入札参加資格確認審査に関する提出書類を中封筒に入れ封印の上、当該中封筒の封皮には、代表企業の名称又は商号及び本事業名を朱書きし、外封筒の封皮には「●月●日提出、入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

#### エ 提出先

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課  
住所 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
関内中央ビル 8 階

### (5) 入札参加資格確認審査の結果通知

平成 27 年 10 月 26 日付けで、入札参加資格確認審査の結果を入札参加者に電子メール及び書面にて通知し、審査通過の通知を受けた者に対して入札書類及び提案書類の提出を要請する。

なお、入札参加資格確認審査の結果については、下記要領にて審査結果等に関する理由説明の要求書（様式 3-2）を提出し、説明を求めることができる。

#### ア 提出期間

平成 27 年 10 月 26 日午前 9 時から平成 27 年 10 月 30 日午後 5 時まで（必着）

#### イ 提出方法

郵送により提出することとし、提出期限までに必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

市は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し書面により平成 27 年 11 月 6 日までに回答する。

#### ウ 提出先

(4)エと同じ。

### (6) 入札書類及び提案書類の提出

入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた者は、入札書類（様式 4～5）及び提案書類（様式 6～9）を提出すること。入札書類及び提案書類の様式、記載方法及び

提出要領は様式集による。また、提出は代表企業が行うこと。

#### ア 入札書類及び提案書類

提出する書類は以下のとおり。

様式 4-1	入札書
様式 4-2	入札価格内訳書
様式 4-3	委任状（代理人が入札する場合）
様式 4-4	委任状（復代理人が入札する場合）
様式 4-5	入札説明書等に関する誓約書
様式 4-6	燃料化物の利用に関する確約書兼協議証明書
様式 4-7	入札及び提案書類の確認書

様式 5-1	入札価格の内訳に関する書類（表紙）
様式 5-2	設計建設費（サービス購入料 A1、A2 等）
様式 5-3	管理運営費（サービス購入料 B1、B2、B3、B4）
様式 5-4	設計業務及び建設業務の対価（サービス購入料 A2）支払予定表
様式 5-5	管理運営の対価（サービス購入料 B1）支払予定表
様式 5-6	管理運営の対価（サービス購入料 B2）支払予定表
様式 5-7	管理運営の対価（サービス購入料 B3）支払予定表
様式 5-8	管理運営の対価（サービス購入料 B4）支払予定表
様式 5-9	修繕業務計画表（サービス購入料 B3）
様式 5-10	投資計画及び資金調達計画書
様式 5-11	長期収支計画表及び市の支払うサービス対価

様式 6-1	提案書（表紙）
様式 6-2	提案概要説明書
様式 6-3	事業実施の基本方針に関する提案
様式 6-4	事業の実施体制に関する提案
様式 6-5	燃料化物の有効利用業務を実施する体制に関する提案
様式 6-6	セルフモニタリングに関する提案
様式 6-7	リスク管理に関する提案
様式 6-8	地域貢献等に関する提案
様式 6-9	資金調達計画に関する提案
様式 6-10	事業収支計画に関する提案

様式 6-11	解体撤去計画に関する提案
様式 6-12	施設の建設計画に関する提案
様式 6-13	施設の施工実績等に関する提案
様式 6-14	消化汚泥等の受入及び燃料化物の製造能力に関する提案
様式 6-15	物質収支計画に関する提案
様式 6-16	熱収支計画に関する提案
様式 6-17	使用するユーティリティとその使用量に関する提案
様式 6-18	施設から排出される環境負荷の削減に関する提案
様式 6-19	施工計画に関する提案
様式 6-20	温室効果ガスの削減に関する提案
様式 6-21	建設副産物の扱いに関する提案
様式 6-22	管理運営体制（通常時の体制、緊急事態発生時の体制）に関する提案
様式 6-23	保全管理・保守点検・修繕計画に関する提案
様式 6-24	燃料化物の安全管理に関する提案
様式 6-25	管理運営上の副産物の扱いに関する提案
様式 6-26	改良土プラントの管理運営に関する提案
様式 6-27	見学者対応計画に関する提案
様式 6-28	管理運営業務実施計画等に関する提案
様式 6-29	市に対して行う報告事項に関する提案

様式 7-1	設計説明書（表紙）
様式 7-2	施設概要及びプロセス説明書
様式 7-3	設計検討書
様式 7-4	機器リスト

様式 8-1	設計建設図面集（表紙）
様式 8-2	提案図面一覧表
様式任意	ア 施設全体配置図
様式任意	イ 施設各階平面図
様式任意	ウ 施設立面図
様式任意	エ 施設断面図
様式任意	オ 機器配置図
様式任意	カ 各種フローシート
様式任意	キ 基礎図

様式任意	ク 建築図
様式任意	ケ 物質収支フロー
様式任意	コ 熱収支フロー
様式任意	サ 単線結線図
様式任意	シ 監視制御システム構成図
様式任意	ス 計装フロー図
様式任意	セ その他説明図
様式 9-1	資料集（表紙）
様式 9-2	提出資料一覧表
様式任意	提案に関する資料

## イ 受付期間

平成 27 年 11 月 13 日から平成 27 年 11 月 20 日まで（休日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）（必着）

## ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

### (ア) 持参により提出する場合

「入札書」及び「入札価格内訳書」（様式 4-1、4-2）は封筒に入れて、封印の上、提出すること。また、入札価格の内訳に関する提出書類（様式 5-1～様式 5-11）は一括して左綴じのうえ、入札書等とは別の封筒に入れて、封印の上、提出すること。

封筒の封皮にそれぞれ代表企業の名称又は商号及び「●月●日提出、入札書在中」、「入札価格の内訳に関する提出書類」と朱書きして、イの受付期間内に、エの送付先に提出すること。

入札書及び入札価格の内訳に関する提出書類の提出とあわせ、入札説明書等に関する誓約書（様式 4-5）を提出すること。また、代理人が入札書を提出する場合には、委任状（様式 2-4 又は様式 4-3 及び様式 4-4）を添付（封入しない。）すること。なお、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

提案書類（様式 6-1～様式 6-29）、設計説明書（様式 7-1～様式 7-4）、施設整備計画図面集（様式 8-1～様式 8-2）及び資料集（様式 9-1～様式 9-2）の正本及び副本は一括して提出すること。

### (イ) 郵送により提出する場合

持参する場合と同様に、入札に関する提出書類（様式 4-1、4-2）及び入札価格の内訳に関する提出書類（様式 5-1～様式 5-11）は、それぞれ別の封筒に入れ、封印する。当該封筒の封皮には、それぞれ代表企業の名称又は商号等を朱書きし、外

封筒の封皮には「●月●日提出、入札書等在中」、「入札価格の内訳に関する提出書類」と朱書きすること。

入札書及び入札価格の内訳に関する提出書類の提出とあわせ、入札説明書等に関する誓約書（様式 4-5）を提出すること。また、代理人が入札書を提出する場合には、委任状（様式 2-4 又は様式 4-3 及び様式 4-4）を添付（封入しない。）すること。なお、代理人は他の入札参加者の代理人となることはできない。

提案提出書類（様式 6-1～様式 6-29）、設計説明書（様式 7-1～様式 7-4）、施設整備計画図面集（様式 8-1～様式 8-2）及び資料集（様式 9-1～様式 9-2）の正本及び副本は一括して、イの提出日時までに、エの提出先に必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

## エ 提出先

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課  
住所 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
関内中央ビル 8階

### (7) 特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等においては、市は特定事業の選定を取り消す場合があり、その旨は速やかに公表する。

### (8) 提案書類に関するヒアリングの実施

入札参加者に対し、当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する予定である。なお、ヒアリングは提案書類に基づき実施することとする。

実施時期、開催場所、内容等の詳細は、後日連絡する。

### (9) 開札

#### ア 日時及び場所

入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた入札参加者に別途通知する（平成28年1月予定）。

イ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、本事業に直接関係しない市の職員を立ち合わせて行う。

ウ 開札場には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。



エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。

カ 入札参加者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

キ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 本事業は予定価格を事前公表しているので、入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

ケ 開札においては入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

#### (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札者の決定を取り消すものとする。

ア 提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をした者が行った入札

イ 入札公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者のした入札

ウ 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

エ 入札書の提出を行う場合に、入札説明書等に定める方法によらない入札

オ 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内訳書を提出した者が行った入札

カ 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

キ その他入札説明書等において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札

#### (11) 入札の辞退

入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退書（様式 3-1）を市に持参により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

##### ア 提出期限

平成 27 年 11 月 13 日正午

##### イ 提出場所

横浜市 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課

住所 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

関内中央ビル 8 階

#### (12) 審査結果の通知

審査結果は、提案書類を提出した入札参加者の代表企業に対して通知する。

#### (13) 審査結果の公表

審査の結果及び審査の客観的評価等については、落札者決定後、(1)に示すホームページへの掲載及びその他適宜の方法により、速やかに公表する。なお、落札者の決定に関する審査の結果については、下記要領にて審査結果等に関する理由説明の要求書（様式 3-2）を提出し、説明を求めることができる。

##### ア 提出期間

落札者の決定の翌日から 5 日目（休日を除く。）の午後 5 時まで（必着）

##### イ 提出方法

郵送により提出することとし、提出期限までに必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。市は、説明を求められた時は、要求書を受理した翌日から 10 日目（休日を除く。）までに回答する。

##### ウ 提出先

(4)エと同じ。

## 第5 落札者の決定

### 1 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定にあたっては、入札参加資格を満たし、入札書類及び提案書類を提出し、開札において予定価格の範囲内の入札書を提出した者が選定の対象となる。

提案書類審査では、入札価格と提案書の審査を実施し、総合評価により最優秀提案者を選定する。

### 2 審査委員会の設置

提出された書類の審査は、学識経験者等で構成する「横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」により行う。

審査委員会は次の5名で構成される。

なお、本事業の入札に参加しようとする者が、入札公告日以降、落札者決定日までの間、本事業について委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は入札参加資格を失うことがある。

	氏名	所属・役職
委員長	宮本 和明	東京都市大学 都市生活学部 教授
委員	尾崎 正明	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会 専務理事
委員	齋藤 真哉	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
委員	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
委員	藤本 裕之	地方共同法人日本下水道事業団 国際戦略室長

(備考：敬称略、委員長以外は五十音順)

### 3 審査の方法

審査委員会は、附属資料3「落札者決定基準」に従って、審査を行う。

### 4 審査の基準

審査基準については、附属資料3「落札者決定基準」を参照すること。

### 5 落札者の決定

市は、審査委員会により審査された結果をもとに落札者を決定する。

なお、本事業は、公民協働事業応募促進報奨金交付の対象事業に指定されており、総合評価において次点、次次点となった者は、「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に定める報奨金交付の申請ができる。

### 6 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、横浜市政策局共創推進室とする。

## 第6 契約手続き等

### 1 契約の手続き

#### (1) 基本協定の締結

ア 落札者は、落札者決定後速やかに、市を相手方として、「基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならない。

イ 落札者決定日の翌日から基本協定の締結までの間、落札者の構成員又は協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は落札者の決定を取り消す。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合で、以下の場合に限り、市と当該落札者は基本協定を締結できるものとする。

(ア) 当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力会社に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。

(イ) 入札参加資格を欠いた構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である落札者の場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社で、すべての入札参加資格を満たし、かつ設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

#### (2) SPC の設立

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の締結前までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを横浜市内に設立すること。

なお、落札者の構成員は、事業予定者に対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は全議決権の2分の1を超えることとすること。

#### (3) 事業契約の締結

ア SPCと市は、落札者決定後4か月を目処に提案内容及び「事業契約書(案)」に基づいて契約を締結しなければならない。事業契約において、PFI事業者が遂行すべき設計業務、建設業務及び管理運営業務に関する業務内容、金額、支払方法を定める。

イ 事業契約締結にあたっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書

等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

ウ 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

エ 基本協定の締結後、落札者の構成員又は協力会社が、基本協定書（案）第8条に該当するに至った場合又は事業予定者が故意に事業契約を締結しない場合には、市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を落札者に請求できるものとする。

オ 事業契約締結後、契約に違反し若しくは事業予定者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、又は入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長3年間、市が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

カ P F I 事業者は、事業契約締結後、「入札書」（様式 4-1）、「入札価格内訳書」（様式 4-2）及び入札価格の内訳に関する提出書類（様式 5-1～様式 5-11）に準じて、速やかに内訳書を作成し、市に提出すること。

キ この事業契約の締結については、次の条件を満たさなければならない。

この事業契約は債務負担行為に係る契約であり、横浜市会において平成28年度予算が可決されること。

#### (4) その他

ア 基本協定の締結の翌日から事業契約までの間、落札者の構成員又は協力会社が、基本協定書（案）第8条に該当するに至った場合、原則として市は落札者の設立した S P C と事業契約を締結しない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が基本協定書（案）第8条に該当するに至った場合で、以下の場合に限り、市と当該 S P C と事業契約を締結できるものとする。

(ア) 事業予定者が、当該構成員又は協力会社に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力会社を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定の S P C の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。

(イ) 当該構成員又は協力会社が担当する業務にあたる者が複数である事業予定者の場合で、当該構成員又は協力会社を除く構成員及び協力会社で、すべての入札参加資格を満たし、かつ設立予定の S P C の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に

支障をきたさないと市が判断したとき。

イ 落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者又は事業予定者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

## 2 選定事業者の権利義務等に関する制限

### (1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の書面による承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

### (2) SPCの株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立されたSPCに出資を行ったすべての者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

### (3) 債権の譲渡

PFI事業者が、市に対して有する本施設の設計業務、建設業務、管理運営業務に係る債権は、市の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

PFI事業者が、市に対して有する本施設の設計業務、建設業務、管理運営業務に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

### (5) 土地及び建物の使用等

PFI事業者は、事業期間中において、特定事業の用に供するために、市が所有する土地及び建物のうち、必要な範囲を無償で使用できるものとする。

### (6) 財務書類の提出

PFI事業者は、毎会計年度、当該会計年度の財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類及びこれらの付属明細書）を作成し、自己の費用をもって公認会計士、

監査法人又は会計監査人による監査を受けたうえで、年度報告書及び監査報告書とともに毎会計年度経過後3か月以内に市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

### 3 市と選定事業者の責任分担

#### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计業務、建設業務及び管理運営業務の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

市とPFI事業者の責任分担は、事業契約書によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

リスク分担の程度や具体的内容について事業契約書に示されていない場合は、落札者と市の協議により定めるものとする。

#### (3) 金融機関等との直接協定の締結

市は、本事業の安定的な継続を図るため必要と認められるときは、PFI事業者に対し資金提供を行う金融機関等との間で協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結する場合がある。

ア 金融機関等が自身の保有するPFI事業者に対する債権回収・保全の状態及び事業者の財務状況に関する情報を、市に報告する義務

イ 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に、市が金融機関等に通知する義務

ウ 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、市と金融機関等が対応を協議する義務

エ PFI事業者が市に提出した資金収支計画と実績の比較について、市から確認依頼があったときに、確認結果を市に通知する義務



## 第7 法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制度上及び税制上の措置に関する事項

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援をP F I 事業者が受けることができるよう努める。

### 3 その他の支援に関する事項

#### (1) 市の協力について

市はP F I 事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

#### (2) 株式会社 民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社 民間資金等活用事業推進機構（以下、「P F I 推進機構」という。）の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として、本事業に応募することができる。

なお、P F I 推進機構の出融資を確約するものではなく、P F I 推進機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接問い合わせを行うこととされたい。

（連絡先） 株式会社 民間資金等活用事業推進機構

電話番号 03-6256-0087

## 第8 その他

### 1 選定事業者が付保する保険等

選定事業者は、事業契約において付保する保険を示すこと。

### 2 苦情申立

当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができる。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

（事務局）

横浜市 財政局 契約部契約第一課

住所 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

関内中央ビル 2階

電話番号 045-671-3805（直通）

### 3 関連情報を入手するための照会窓口等

入札説明書等に定めることその他、入札等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、以下のホームページにて掲載する。

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/pfi/sludgeyukopfi/>

※なお、公平を期すため、事業の内容等についての回答はホームページに公表して行い、電話や窓口等での直接回答は行わない。

### 4 代表企業以外の構成員又は協力会社が営業停止処分を受けた場合の取扱い

代表企業以外の構成員又は協力会社のいずれかが監督官庁から営業停止の監督処分（以下「営業停止処分」という。）を命じられた場合で、本件入札又は契約に支障をきたすときの取扱いは、以下のとおりとする。ただし、いずれの場合も、当該構成員又は協力会社の本件入札又は契約に係る辞退の届出を市へ提出しなければならない。

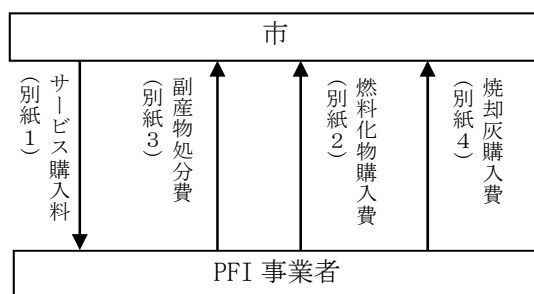
- (1) 入札参加資格確認基準日の翌日から落札決定日までの間に、入札参加者の代表企業以外の構成員又は協力会社のいずれかが営業停止処分を受けた場合、「第3 1(3)イ」を準用する。この場合において、「入札参加資格を欠くに至った」及び「入札参加資格を欠いた」とあるのは「営業停止処分を受けた」と読み替える。

- (2) 落札決定日の翌日から基本協定の締結までの間に、落札者の代表企業以外の構成員又は協力会社のいずれかが営業停止処分を受けた場合、「第6 1(1)イ」を準用する。この場合において、「入札参加資格を欠くに至った」及び「入札参加資格を欠いた」とあるのは「営業停止処分を受けた」と読み替える。
- (3) 基本協定の締結の翌日から事業契約までの間に、落札者の代表企業以外の構成員又は協力会社のいずれかが営業停止処分を受けた場合、「第6 1(4)ア」を準用する。この場合において、「基本協定書（案）第8条に該当するに至った」とあるのは「営業停止処分を受けた」と読み替える。

## 第9 附属資料

- 1 要求水準書
- 2 モニタリング基本計画
- 3 落札者決定基準
- 4 様式集
- 5 基本協定書 (案)
- 6 事業契約書 (案)

## 別紙1 サービス購入料の支払方法と改定方法



本紙では、上図のサービス購入料の支払いに関して記載する。

### 1 サービス購入料の支払方法

#### (1) サービス購入料の構成

市は、PFI事業者の実施する業務に着目し、サービス購入料を以下のように分けて支払うこととする。具体的には、次のとおりである。

区分	算定項目等
<b>■サービス購入料A1</b> [設計建設費相当額] (交付金相当部分)	○対象費用 ・本施設の設計及び建設業務の遂行に係る対価のうち交付金として充当される金額とする。 ・設計費 (必要な調査費を含む) ・建築工事費 ・土木工事費 ・機械設備工事費 ・電気設備工事費 ・解体費 (処分費を含む)
<b>■サービス購入料A2</b> [設計建設費相当額] (分割支払部分)	○対象費用 ・本施設の設計及び建設業務の遂行に係る対価のうちサービス購入料A1で支払う額を除く金額と、それを割賦払いするに際して必要となる割賦金利からなる。 ■設計及び建設業務の遂行に係る費用 ・設計費 (必要な調査費を含む) ・建築工事費 ・土木工事費 ・機械設備工事費 ・電気設備工事費 ・解体費 (処分費を含む) ・工事監理費 ・必要な行政手続に関する費用 ・事業者の開業に伴う諸費用 ・融資組成手数料 ・建中金利 ・その他本事業を実施する上で必要な工事及び業務に係る費用 ■割賦金利 ・上記各費用を割賦払いするに際して必要となる金利

<p>■サービス購入料B 1 [管理運営費相当額 (除く修繕費、ユーティリティ費)] (固定部分)</p>	<p>○対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料化施設、焼却炉施設の管理運営業務にかかる費用等（除く修繕費、ユーティリティ費）のうち固定的に発生する費用。以下は具体的な費用例。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全管理業務に関する費用</li> <li>保守点検業務に関する費用</li> <li>消化汚泥等の受入業務に関する費用</li> <li>運転管理業務に関する費用</li> <li>物品等の調達管理業務に関する費用</li> <li>燃料化物の販売・運搬・利用業務に関する費用</li> <li>事業場所の清掃業務に関する費用</li> <li>副産物の処理費用</li> <li>その管理運営に関する費用として認められる関連費用（例：事業者の運営経費等）</li> </ul> </div>
<p>■サービス購入料B 2 [管理運営費相当額 (除く修繕費、ユーティリティ費)] (変動部分)</p>	<p>○対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料化施設、焼却炉施設の管理運営業務にかかる費用等（除く修繕費、ユーティリティ費）のうち消化汚泥等の処理量により変動的に発生する費用。基本的には上記の費用例のうち変動的な部分。</li> </ul>
<p>■サービス購入料B 3 [管理運営費相当額 (修繕費)]</p>	<p>○対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料化施設、焼却炉施設の管理運営業務にかかる費用のうち施設の修繕に要する費用とする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>修繕業務に関する費用</li> </ul> </div>
<p>■サービス購入料B 4 [管理運営費相当額 (ユーティリティ費)]</p>	<p>○対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料化施設、焼却炉施設の管理運営業務にかかる費用のうち施設のユーティリティに要する費用とする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力、上水、都市ガス、雑用水に関する費用</li> </ul> </div>

※1 サービス購入料B 1からB 4については、改良土プラントに関する事業の費用は含まない。

※2 サービス購入料B 1の固定分、サービス購入料B 2の変動分の割振りについては、PFI事業者の提案に任せるものとする。

## (2) 各サービス購入料の支払方法

### ア サービス購入料A 1 [設計建設費相当額] (交付金相当部分)

#### (イ) 支払方法

市は、国から市に対して交付金が交付される場合には、PFI事業者の各年度の出来高に応じて、下記に示すサービス購入料A 1 (予定額) をPFI事業者に対して支払う。

平成 28 年度	●円 (消費税等を含まず) [●円 (消費税等を含む)]
平成 29 年度	●円 (消費税等を含まず) [●円 (消費税等を含む)]
平成 30 年度	●円 (消費税等を含まず) [●円 (消費税等を含む)]
平成 31 年度	●円 (消費税等を含まず) [●円 (消費税等を含む)]
平成 32 年度	●円 (消費税等を含まず)

	[●円（消費税等を含む）]
平成 33 年度	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]
合計	●円（消費税等を含まず） [●円（消費税等を含む）]

※具体的な金額は、事業者選定後に国に申請した後、事業契約締結前に確定する。

市は、国から市に交付される交付金が、現在の想定額よりも増額された場合には、上記のサービス購入料A 1（予定額）に増額された金額を上乗せしてP F I 事業者に支払う。逆に、国から市に交付される交付金が、現在の想定金額よりも減額された場合には、上記のサービス購入料A 1（予定額）を減額して支払う。差額はサービス購入料A 2（予定額）を減増させることを想定する。

なお、入札時においては、交付金は次の割合で算定すること。

設計費	50%
建設工事費	55%
解体費	55%
工事監理費	なし

#### (イ) 支払時期

各年度の出来高若しくは完成を市にて検査後に支払う。

ただし、P F I 事業者が前払保証を行うことにより、P F I 事業者は設計業務の対価については当該年度に支払われる額の3割、建設業務の対価については当該年度に支払われる額の4割までの前払いを受けることができる。

#### (ウ) 支払手続

P F I 事業者は、市に各年度の出来高報告若しくは施設完成後に完成図書等を提出し、市の検査を受けた後、速やかに市に対して請求書を提出する。

当該年度の出来高に基づく支払額は、横浜市契約規則（昭和 39 年横浜市規則第 59 号）第 79 条に基づき計算する。

### イ サービス購入料 A 2 【設計建設費相当額】（分割支払部分）

#### (ア) 支払方法

市は、P F I 事業者から施設引渡しを受けた後で、P F I 事業者に対して、本施設の設計建設費からサービス購入料A 1を除いた残額を、分割してP F I 事業者に対して支払う。

#### (イ) 支払時期

市は、P F I 事業者に対して、四半期毎に年 4 回、計 80 回にて請求を受け、支払うこととする。

(ウ) 支払手続

P F I 事業者は、四半期毎に、市に対して請求書を提出する。

市は請求を受けた日から 30 日以内に事業者に対してサービス購入料を支払う。

(エ) 支払手続

市が事業者に対して支払う際の割賦金利は、基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。基準金利は、東京時間午前 10 時現在の TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレテート 17143 頁に公表される 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円-円) スワップレートとする。なお、入札時の基準金利は、平成 27 年 10 月 9 日のものとする。

ウ サービス購入料 B 1 [管理運営費相当額 (除く修繕費、ユーティリティ費)] (固定部分)

(ア) 支払方法

市は、管理運營業務に要する費用等について、モニタリングを実施し、要求水準が満たされていることを確認した上で P F I 事業者に対して支払う。

(イ) 支払時期

市は、P F I 事業者に対して、四半期毎に年 4 回、計 88 回にて請求を受け、支払うこととする。

[支払のイメージ例]

回数	対象期間	P F I 事業者の請求月
第 1 回	平成 29 年 4 月 ～ 平成 29 年 6 月	平成 29 年 7 月
第 2 回	平成 29 年 7 月 ～ 平成 29 年 9 月	平成 29 年 10 月
第 3 回	平成 29 年 10 月 ～ 平成 29 年 12 月	平成 30 年 1 月
第 4 回	平成 30 年 1 月 ～ 平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月
第 5 回	平成 30 年 4 月 ～ 平成 30 年 6 月	平成 30 年 7 月
第 6 回	平成 30 年 7 月 ～ 平成 30 年 9 月	平成 30 年 10 月
(中略)	.....	.....
第 88 回	平成 51 年 1 月 ～ 平成 51 年 3 月	平成 51 年 4 月

(ウ) 支払手続

P F I 事業者は、施設の引渡日以降、毎月業務終了後、翌月の 10 日までに、市に対して業務報告書 (月報) を提出する。

市は、業務報告書 (月報) 等によりモニタリングを行い、その結果を業務報告書 (月報) 受領後 10 日以内に P F I 事業者に対して通知する。

P F I 事業者がモニタリング結果に対して異議がある場合には、P F I 事業者は、市に対して異議を述べることができる。

市は、四半期の最後の業務報告書 (月報) を受領した日の翌日から 10 日以内に業務の完



了について確認し、その結果をPFI事業者に通知する。

PFI事業者は、市の確認通知を受領した場合、速やかに対象となる四半期のサービス購入料に係る請求書を市に対して提出する。

市は請求を受けた日から30日以内にPFI事業者に対してサービス購入料を支払う。

**エ サービス購入料B2 [管理運営費相当額（除く修繕費、ユーティリティ費）]（変動部分）**

(ア) 支払方法

ウ(ア)と同じ。

(イ) 支払時期

ウ(イ)と同じ。

(ウ) 支払手続

当該サービス購入料の1回あたりの支払額は、消化汚泥等の量の変動見合いによる額（事業者が提案した消化汚泥等1tあたりの変動費の処理単価×消化汚泥等の量）とする。

その他はウ(ウ)と同じ。

**オ サービス購入料B3 [管理運営費相当額（修繕費）]**

(ア) 支払方法

ウ(ア)と同じ。

(イ) 支払時期

ウ(イ)と同じ。

(ウ) 支払手続

当該サービス購入料の1回あたりの支払額は、PFI事業者の提案による額とする。

その他はウ(ウ)と同じ。

**カ サービス購入料B4 [管理運営費相当額（ユーティリティ費）]**

ユーティリティに関してPFI事業者が直接契約する部分がある場合には、その部分は適用しない。

(ア) 支払方法

ウ(ア)と同じ。

(イ) 支払時期

ウ(イ)と同じ。

(ウ) 支払手続

当該サービス購入料の1回あたりの支払額は、次の算式で算定した額とする。

電力料金相当額	電力料金相当額＝事業者が提案した消化汚泥等 1 トンあたりの処理に使用する電力使用量[kWh/t]×市が事業者へ通知する電力料金単価[円/kWh]×消化汚泥等の処理量[t/3か月]
上水料金相当額	上水料金相当額＝事業者が提案した消化汚泥等 1 トンあたりの処理に使用する上水使用量[m <sup>3</sup> /t]×市が事業者へ通知する上水料金単価[円/m <sup>3</sup> ]×消化汚泥等の処理量[t/3か月]
雑用水料金相当額	雑用水料金相当額＝事業者が提案した消化汚泥等 1 トンあたりの処理に使用する雑用水使用量[m <sup>3</sup> /t]×市が事業者へ通知する雑用水料金単価[円/m <sup>3</sup> ]×消化汚泥等の処理量[t/3か月]
都市ガス料金相当額	<p>都市ガス料金相当額＝事業者が提案した消化ガス供給量がゼロ時の消化汚泥等 1 トンあたりの処理に使用する都市ガス量[m<sup>3</sup>/t]×市が事業者へ通知する都市ガス料金単価[円/m<sup>3</sup>]×消化汚泥等の処理量[t/3か月]－消化ガス供給量の都市ガス換算料金相当額[円]</p> <p>ただし、 消化ガス供給量の都市ガス換算料金相当額[円] ＝ a) 当該期間消化ガス供給量の都市ガス換算量[m<sup>3</sup>/3か月] × b) 当該期間都市ガス単価[円/m<sup>3</sup>]</p> <p>また、 当該期間都市ガス換算量[m<sup>3</sup>/3か月] ＝①当該期間供給消化ガス量[Nm<sup>3</sup>/3か月] ×②当該期間供給消化ガス単位発熱量[MJ/Nm<sup>3</sup>] ÷③都市ガス単位発熱量[MJ/m<sup>3</sup>]</p> <p>ここで、 ②当該期間供給消化ガス単位発熱量[MJ/Nm<sup>3</sup>]は、市と P F I 事業者間で予め設定方法を定めておく。 ③都市ガス発熱量は、都市ガス事業者が提供する 13A の発熱量とする。</p>

その他はウ(ウ)と同じ。

### (3) サービス購入料に係る消費税の支払方法

市は、サービス購入料の支払にあたっては、各サービス購入料の内容・金額に応じて算定される消費税を加えて P F I 事業者に対して支払う。市は、消費税率の変更により、消費税を変更する必要がある場合には、変更後の消費税率に基づいた消費税を P F I 事業者に対して支払う。

## 2 サービス購入料の改定（物価変動等による改定）

### (1) サービス購入料A 1 及びA 2 の改定

#### ア 建設工事着工月までの改定

##### (ア) 対象となる設計建設費

「設計建設費相当額」のうち、工事費について、物価変動に基づく改定を行う。

##### (イ) 物価変動の指数

改定する際の指数は、以下とする。

区分	改定率として使用する指数
建築工事費、土木工事費	建設工事費デフレーター (国土交通省総合政策局)
機械設備工事費、電気設備工事費	消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器 (日本銀行調査統計局)

##### (ウ) 改定方法

契約日が属する月の物価変動の指数（平成 28 年 5 月の指数）と、建設工事着工日が属する月の物価変動の指数（以下に示す平成 N 年 X 月の指数）とを比較し、3% を超える変動（ただし消費税等の税率の変更による影響を除く。）があった場合、以下のとおり改定を行うこととする。

使用する指数	価格改定の算式
建設工事費デフレーター (国土交通省総合政策局) または 「消費税を除く国内企業物 価指数/はん用機器」 (日本銀行調査統計局)	$P_n = P_{n-1} \times (CI_x / CI_{n-1})$ <p>ただし、<math>  (CI_x / CI_{n-1}) - 1   &gt; 3.0\%</math></p> <p> <math>P_n</math> : 改定後の工事費  <math>P_{n-1}</math> : 契約時の工事費  <math>CI_x</math> : 建設工事着工日が属する月の指数  <math>CI_{n-1}</math> : 契約日が属する月の指数                 </p>

改定の請求及び協議は、建設工事着工日以降 5 か月以内に行うこととする。なお、工事費が物価変動に基づき改定された場合、割賦元本も改定されるため、割賦金利の金額も変更される。

ただし、PFI 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、市と PFI 事業者で協議を行うものとする。

#### イ 建設期間中の改定

##### (ア) 改定内容

##### a 単品スライド

特別な要因により建設期間中に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設工事費が不相当となったときは、市又は PFI 事業者は、前項の規定によるほか、サービス購入料 A 1 及び A 2 の変更を請求することができる。

b インフレスライド

予期することのできない特別の事情により、建設期間中に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、建設工事費が著しく不相当となったときは、市又はPFI事業者は、前項の規定にかかわらず、サービス購入料A1及びA2の変更を請求することができる。

(イ) 改定方法

上記の場合において、サービス購入料A1及びA2の変更額については、市とPFI事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、PFI事業者に通知する。

前号の協議の開始日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が上記の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、PFI事業者は協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(2) サービス購入料B1、B2、B3の改定

ア 対象となる管理運営費

サービス購入料B1、B2、B3を構成する管理運營業務における各費用を対象として、物価変動に基づく改定を行う。

イ 物価変動の指数

改定率の算定に使用する際の指数は、日本銀行調査統計局により月次で作成される以下の指数とする。

区分	改定率として使用する指数
サービス購入料B1	消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道 (日本銀行調査統計局)
サービス購入料B2	消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道 (日本銀行調査統計局)
サービス購入料B3	消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器 (日本銀行調査統計局)

ウ 改定方法

当該管理運営費相当額を支払う前年度の1月の指数と、前回改定時の指数(改定されていない場合は契約日の属する月(平成28年5月)の指数)とを比較し、3%を超える変動(ただし、消費税等の税率の変更による影響を除く。)があった場合、以下のとおり改定する。

なお、初年度の管理運営費の物価変動に基づく改定の場合は、契約日の属する月の指数と、施設引渡しの属する月の指数とを比較することとする。

使用する指数	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道」	$P_n = P_{n-1} \times (CI_{n-1} / CI_x)$ ただし、 $ (CI_{n-1} / CI_x) - 1  > 3.0\%$

または 「消費税を除く国内企業物価 指数/はん用機器」 (日本銀行調査統計局)	$P_n$ : 改定後の「管理運営費相当額」の当該業務費 $P_{1-1}$ : 改定前または契約時の「管理運営費相当額」の当該業務費 $CI_x$ : 前回改定時の指数 (改定されていない場合は契約日の該当する月の指数) $CI_{n-1}$ : 前年度の1月 (初年度の改定の場合は施設引渡しの属する月)の指数
--	--

改定の請求及び協議は、市又はPFI事業者のいずれからも行うことができるものとする。  
 なお、PFI事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、市とPFI事業者で協議を行うものとする。

### (3) サービス購入料B4の改定

#### ア 対象となる管理運営費

サービス購入料B4を構成する電力費、都市ガス費、水道費を対象として、物価変動に基づく改定を行う。

#### イ 物価変動の指数

改定率の算定に使用する際の指数は、日本銀行調査統計局により月次で作成される以下の指数とする。

区分	改定率として使用する指数
電力費	消費税を除く国内企業物価指数/電力 (日本銀行調査統計局)
都市ガス費	消費税を除く国内企業物価指数/都市ガス (日本銀行調査統計局)
水道費	消費税を除く国内企業物価指数/水道 (日本銀行調査統計局)

#### ウ 改定方法

当該管理運営費相当額を支払う前年度の1月の指数と、前回改定時の指数 (改定されていない場合は契約日の属する月 (平成28年5月)の指数)とを比較し、3%を超える変動 (ただし、消費税等の税率の変更による影響を除く。)があった場合、以下のとおり改定する。

なお、初年度の管理運営費の物価変動に基づく改定の場合は、契約日の属する月の指数と、施設引渡しの属する月の指数とを比較することとする。

使用する指数	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道」 または 「消費税を除く国内企業物価指数/はん用機器」 (日本銀行調査統計局)	$P_n = P_{n-1} \times (CI_{n-1} / CI_x)$ ただし、 $  (CI_{n-1} / CI_x) - 1   > 3.0\%$ $P_n$ : 改定後の「管理運営費相当額」の当該業務費 $P_{1-1}$ : 改定前または契約時の「管理運営費相当額」の当該業務費 $CI_x$ : 前回改定時の指数 (改定されていない場合は契約日の該当する月の指数) $CI_{n-1}$ : 前年度の1月 (初年度の改定の場合は施設引渡しの属する月)の指数

改定の請求及び協議は、市又はP F I事業者のいずれからでも行うことができるものとする。

なお、P F I事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、市とP F I事業者で協議を行うものとする。

なお、上記で用いている指数がなくなる、若しくは内容が見直されて本事業の実態に整合しなくなった場合、その他必要が生じた場合には、その後の対応方法について市とP F I事業者で協議を行うものとする。

### 3 サービス購入料の改定（金利変動による改定）

サービス購入料A 2については、次の時点で基準金利の見直しを行う。

- ・各施設引渡予定日（改良土施設は解体完了予定日）の2営業日前
- ・初回基準金利決定日の10年後の応当日

なお、基準金利として用いている指数がなくなる、若しくは内容が見直されて本事業の実態に整合しなくなった場合、その他必要が生じた場合には、その後の対応方法について市とPFI事業者で協議を行うものとする。

## 別紙2 燃料化物の単価改定

### 1 燃料化物の初期単価

燃料化物の管理運営開始後の単価は、P F I 事業者からの提案に基づく単価とする。ただし、固形の燃料化物であれば、トンあたり 1,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除き、輸送費を含まない）以上とする。

### 2 燃料化物の単価の改定

燃料価格の変動による燃料化物の単価の改定は以下による。

#### (1) 変動条件

(2) 及び (3) の見直しにより行う単価と前回見直し時の単価との差額が后者の 3% を超える場合は、見直しを行うものとする。

#### (2) 算定式

単価については、次式に従って変化率により見直しを行うものとする。なお、金額については、円未満切捨てとする。

$$Y = X \times \text{変化率}$$

Y：見直し後の単価

X：見直し前の単価

変化率：前回見直し時から下記に示す指標直近12か月平均値の変化率（小数点2位未満切捨て）

変化率として用いる指標
消費税を除く国内企業物価指数／石炭製品（日本銀行調査統計局）

#### (3) 見直し時期

毎年10月に翌年4月から始まる次年度の単価を見直す。P F I 事業者は、変化率の指標について調査し、単価の見直しの発生の有無にかかわらず、毎年、市へ書面により提出する。

#### (4) その他

上記 (2) による見直し方法が適当でないと市またはP F I 事業者が認めた場合は、市とP F I 事業者が協議のうえ別途改定方法を定めるものとする。

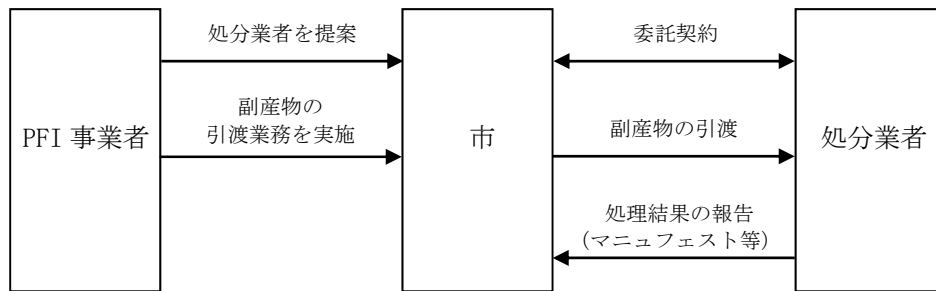
また、いわゆる環境価値が変動した場合、市とP F I 事業者は別途協議できるものとする。



## 別紙3 副産物の処理及び支払方法

### 1 副産物の処理における役割分担

管理運営段階における副産物の処理に関するPFI事業者、市、PFI事業者が提案する処分業者（輸送機能を含む。）の役割分担は以下のとおり。



### 2 副産物の処理費用の支払方法

#### (1) 支払手順

副産物の処理費用の支払方法は、以下の手順を想定する。

- ① PFI事業者は処分（搬出）予定日および処分予定量を市に報告する。
- ② 処分業者は処分結果を市に報告するとともに、四半期ごとに市に費用を請求する。
- ③ 市は上記の請求を受けて、処分業者に費用を支払う。
- ④ 市は処分業者に支払う費用をPFI事業者に請求する。
- ⑤ PFI事業者は上記の請求を受けて、市へ費用を支払う。

※具体的な支払方法は、PFI事業者の提案及び処分業者との協議による。

#### (2) 支払時期

四半期毎を想定する。

※ただし、PFI事業者の提案及び協議による。

## 別紙4 焼却灰の単価改定

### 1 焼却灰の初期単価

焼却灰の管理運営開始後の単価は、PFI事業者からの提案に基づく単価とする。ただし、トンあたり9,500円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以上とする。

### 2 焼却灰の単価の改定

焼却灰の単価の改定は以下による。

#### (1) 変動条件

(2) 及び (3) の見直しにより行う単価と前回見直し時の単価との差額が後者の3%を超える場合は、見直しを行うものとする。

#### (2) 算定式

単価については、次式に従って変化率により見直しを行うものとする。なお、金額については、円未満切捨てとする。

$$Y = X \times \text{変化率}$$

Y：見直し後の単価

X：見直し前の単価

変化率：前回見直し時から下記に示す指標直近12か月平均値の変化率（小数点2位未満切捨て）

変化率として用いる指標
消費税を除く国内企業物価指数／砂利・砂（日本銀行調査統計局）

#### (3) 見直し時期

毎年10月に翌年4月から始まる次年度の単価を見直す。PFI事業者は、変化率の指標について調査し、単価の見直しの発生の有無にかかわらず、毎年、市へ書面により提出する。

#### (4) その他

上記(2)による見直し方法が適当でないと市またはPFI事業者が認めた場合は、市とPFI事業者が協議のうえ別途改定方法を定めるものとする。

また、改良土の単価が変動した場合、市とPFI事業者は別途協議できるものとする。